

市立図書館 エレベーター改修工事と臨時休館のお知らせ

市立図書館で、老朽化したエレベーターの改修工事を実施します。工事期間中はエレベーターの使用ができず、騒音や振動が発生する場合があります。既設エレベーター撤去のため、臨時休館も行います。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶ **工事期間**／11月6日(月)～12月中旬 ※図書館2階へは、文化会館のエレベーターを利用し、連絡通路を経由して入館できます
- ▶ **臨時休館**／11月8日(水)～10日(金) ※11月6日(月)と7日(火)の通常休館と合わせて計5日間休館します
- ▶ **問合せ**／市立図書館 (☎78-2622) へ

スイトピアセンター 外壁改修工事のお知らせ

スイトピアセンターの「学習館」と「こどもサイエンスプラザ」で、外壁の改修工事を実施します。工事期間中は、騒音や振動が発生する場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶ **工事期間**／10月上旬～令和6年8月末
- ▶ **問合せ**／文化振興課 (☎47-8067) へ

マイナンバーカード 交付・申請の休日・夜間窓口開設

平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口を開設します。

- * **とき**／【休日窓口】10月15日(日)の午前10時～午後4時
【夜間窓口】10月17日(火)と19日(木)の午後5時15分～7時30分
- * **ところ**／窓口サービス課
- * **内容**／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新など
- * **問合せ**／同課 (☎47-8764) へ



仕事に充実感と働きがいを育む 「キャリアコンサルタント」に相談しませんか

厚生労働省の委託事業として、仕事をしている人を対象に、キャリアに関するさまざまな問題や課題を専門のキャリアコンサルタントが面談を通して一緒に考える、キャリアコンサルティングを無料で利用できます。

実施時間や申込方法など詳しくは、WEBサイトをご覧ください。岐阜キャリア形成・学び直し支援センター (☎058-267-5001) へ。



WEBサイト

人権について考える

性的マイノリティの人権

性的マイノリティ（こころの性とからだの性が一致しない人や同性愛者など）であることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人たちがいます。これらの人たちは、日常生活のさまざまな場面において、偏見の目にさらされるなどの精神的苦痛を感じ、学校生活でいじめられたり、就職・昇進を妨げられたりするなどの不利益な差別を受けることがあります。

また、当事者は自らの性のあり方に違和感を持っていても、誰にも相談できずに悩み続けたり、悩みを友人や家族などに伝えることに大きな困難を伴ったりすることが多くあります。

性的マイノリティに対する偏見や差別をなくし、性別に関係なくすべての人たちが尊重され、自分らしく生きていける社会にしていける必要があります。

詳しくは、人権擁護推進室 (☎47-8576) へ。

岐阜県パートナーシップ 宣誓制度が始まりました

同性のパートナーや事実婚カップルなどを家族として認定する「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」が9月1日から始まりました。

本市においては、県が認定したカップルなどは、市営住宅の入居や市民病院での面会などにおいて、家族として扱われます。

詳しくは、人権擁護推進室 (☎47-8576) へ。

法の日 無料相談

- * **とき**／10月27日(金) 午前9時30分～午後3時30分
- * **ところ**／市役所8階大会議室
- * **内容**／多重債務の整理、裁判手続き、成年後見、登記、土地の境界、相続などについての無料相談
- * **相談員**／司法書士、土地家屋調査士、行政書士、公証人(午前のみ)
- * **相談時間**／1人25分間
- * **受付方法**／当日に先着順で受付し、定員に達した場合は受付終了
- * **問合せ**／まちづくり推進課 (☎47-8548) へ



10月16～22日は「行政相談週間」 困ったら一人で悩まず 行政相談へ

- * **とき・ところ**／①毎週水曜日の午前9時～正午⇒市役所2階市民相談室 ②毎月第2水曜日の午後1時～4時⇒上石津地域事務所
- * **内容**／行政相談員による行政全般についての無料相談(当日受付)
- * **問合せ**／まちづくり推進課 (☎47-8548) へ

—10月1日は「浄化槽の日」—

浄化槽は正しく管理しましょう！

3つの義務を守りましょう！

浄化槽が正常に機能しないと、川の汚染や悪臭の発生などを招きます。良好な環境を維持するため、浄化槽を使用している人は、次の3つの義務を守り、適正な管理に努めましょう。

<法定検査>

すべての浄化槽において毎年1回、保守点検とは別に、水質に関する検査(11条検査)が必要です。また、浄化槽の新設・入れ替えをした場合、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認する検査(7条検査)が必要です。

<保守点検>

浄化槽の正常な機能を維持するためには、定期的な保守点検が必要です。

<清掃>

浄化機能を損なわないためには、年1回(全ばっ気方式の浄化槽は年2回)の清掃が必要です。

ご利用ください！一括契約

3つの義務を一括して委託できる「浄化槽らくらく一括契約」が便利です。なお、この契約をすれば、次の2つの制度が無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検業者へ。



<岐阜県浄化槽生涯機能保証制度>

浄化槽機能の修理を、岐阜県浄化槽連合会が保証する制度です。

<みず再生施設認定制度>

合併処理浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に適合し、下水道と同様の生活排水処理施設であることを、岐阜県環境管理技術センターが認定する制度です。

浄化槽を使わなくなった時には

建物の取り壊しや下水道への切り替えなどで、浄化槽を撤去する前に、浄化槽の最終清掃が必要です。

また、浄化槽の廃止には「浄化槽使用廃止届出書」、休止には「浄化槽使用休止届出書」の提出が必要です。

【問合せ】環境衛生課 (☎47-8574) へ